

## 第3回 草津市住民投票条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年6月25日（月）14:00～16:00

場 所：草津市役所 2階特大会議室

開会

### 1 前回（第2回）の振り返り

- ・前回の議事概要から「第三者機関の判断基準となるネガティブリスト（対象事項としない事項）を作成することとする。」については議論が尽くされていないことから削除することが確認された。

### 2 検討事項（確認された事項）

#### （1）住民投票に係るフローについて

- ・条例を発議者別に3本にするか、全体で1本にするかについては、住民発議によるものと市長発議・議会発議によるものでは、本来その性質に差異があるものの、自治体基本条例の28条に基づいて条例を作る以上、全体で1本化する方向で提言するということが確認された。
- ・第三者機関は、要件に該当するか否かの客観的・技術的判断をするところとして位置づけ、発議者の違いにかかわらず第三者機関に意見を聴くことを原則とすることが確認された。

#### （2）投票資格者について

- ・住民発議の場合、発議者については、公職選挙法に基づく選挙人名簿に記載された者とすることが確認された。
- ・投票資格者については、公職選挙法に基づく選挙人名簿に記載された者を基本とするが、場合によっては発議者が希望を出し、第三者機関の意見を聴いた上で最終的に市長が決めるとことが確認された。
- ・選挙人名簿に記載された者以外の者についても、投票を認める場合には、公職選挙法と同様の住所要件を入れることが確認された。
- ・投票資格者の範囲を年齢・国籍について拡大して、投票を募ることができる柔軟性を持たせることが確認された。

#### （3）その他

- ・投票日については、費用がかからないよう選挙と近いなら同日に行うのが良いという意見と、選挙期間は住民投票の運動ができないので同日は避けた方が良いという意見が出された。